



このように改善しよう

これまでの融資実績や先々の保証枠活用を見据えて十分な検討を

➡ コロナ関連の信用保証制度や制度融資が相次ぎ打ち出され、すでにマル保融資の申込みは相当な件数にのぼっている。

担当者としては、まずは保証枠を利用した融資を受けるよう取引先に提案しているケ



ロナ関連の信用保証制度や制度融資が相次ぎ

ースが大半なのではないだろうか。

しかし当然のことながら、マル保融資では一定の保証料率が上乗せされることになり(新型コロナウイルスの影響を受けて売上が下がり、コロナ関連融資の利子補給制度を受けられる場合を除く)、取引先としてはその分の金利負担を負うことになる。

マル保融資は本来、取引先の信用リスクなどを踏まえて利用すべきかを検討する必要があり、枠が空いているからといって一律に利用を勧めるべきではない。また、先々の局面のために保証枠を留保しておく判断も重要である。

こうした観点を踏まえたうえで、マル保融資の利用が適

正か考えなければならぬ。

コロナ対応だけでなく将来の視点も必要に

どうしてもマル保融資に頼らなければならぬ取引先であれば別だが、そうではない場合には、これまでの融資実績を確認してみよう。

過去の融資では不動産などの担保でしっかり保金を図っている、保証枠を利用しなくても問題なかったという先も多いはずだ。

さらに、利払い(金利)負担を踏まえたうえで、経営者と話し合いを行っていきたい。コロナ関連の制度融資では市区町村による利子補給などがあるため、あまりこの点が考慮されていないが、元本

据置期間が終われば都道府県所定の金利に張り付いてしまう。本来、マル保融資は、取引先の資金繰り状況と利払い負担を十分に考えて議論されるべきものである。

いずれにしても、金融機関から一方的にマル保融資だけを提案すべきではない。プロパー融資での対応が可能な取引先であれば、他の担保などによる保全能力を勘案したうえで、取引先の意向を確認する必要があるだろう。

特に、反復継続的に融資取引が行われている取引先であれば、先々のために保証枠を留保することも有効な判断である。当面のコロナ対応だけに捉われない視点も求められてくるだろう。

POINT

保証枠の留保も有効な判断。一律に利用を勧めるのは不適切

〈ケースで見る〉いま問題視されるのは「こんな対応」

解説 ● 木内清章 (産業能率大学講師)

問題対応①

プロパー融資を検討できる先で一律に保証付き融資を提案する

